「登録訓練機関の登録等に関する取扱要領」の一部改正に際し、
意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年３月 19 日
国土交通省 航空局
安全部 安全政策課

今般改正された、「登録訓練機関の登録等に関する取扱要領」は、令和７年 12 月１日に施行された航空法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 55 号）による改正後の航空法（昭和 27 年法律第 231 号）を受けて所要の改正を行うものであり、行政手続法（平成５年法律 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※行政手続法（抄）
（意見公募手続）
第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
２・３　（略）
４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一～七　（略）
八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき